

小山工業高等専門学校アントレプレナー教育推進室規程

制 定 令和5年6月14日

(趣旨)

第1条 小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、アントレプレナー教育推進室（以下「推進室」という。）を置く。

(目的)

第2条 推進室は、全学的なアントレプレナー教育実施及び起業家工房を活用した実践的トレーニング等により、本校学生のアントレプレナーシップの醸成を図り、スタートアップ人材の育成を推進することを目的とする。

(業務)

第3条 推進室は、次の各号に掲げる業務を実施する。

- 一 アントレプレナー教育に関する企画・立案・評価に関すること。
- 二 起業家工房の整備、運用に関すること。
- 三 アントレプレナー教育に係る産官学連携に関すること。
- 四 スタートアップを目指す学生の支援に関すること。
- 五 その他アントレプレナー教育に関すること。

(組織)

第4条 推進室は次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 室長
 - 二 副室長
 - 三 室長が指名し、校長が任命した者
- 2 前項の室員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 室長及び副室長は、校長が任命する。
- 4 室長は、推進室の業務を総括する。
- 5 室長に事故があるときは、副室長がその職務を代行する。

(室員以外の者の参加)

第5条 室長が必要と認めたときは、室員以外の者を推進室に参加させ、その意見を聴くことができる。

(推進室会議)

第6条 推進室の業務を円滑に実施するため推進室会議を置き，必要に応じて開催する。

(事務)

第7条 推進室の事務は，業務内容に応じて，学生課及び総務課が協力して行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか，推進室の運営等に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この規程は，令和5年6月14日から施行する。